

第四十三回国会 農林水産委員会 議 録 第二十二号

昭和三十三年三月二十六日(火曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小山 長規君 理事山口長治郎君

理事丹羽 兵助君 理事山中 貞則君

理事足鹿 覺君 理事片島 港君

理事東海林 稔君

安倍晋太郎君 龜岡 高夫君

飯谷 忠男君 草野一郎平君

小枝 一雄君 田邊 國男君

高橋 等君 内藤 隆君

中山 榮一君 野原 正勝君

松本 一郎君 米山 恒治君

川俣 清音君 玉置 一徳君

出席政府委員

農林政務次官 津島 文治君

林野庁長官 吉村 清英君

委員外の出席者

農林事務官 厚味莊之助君

(林野庁林政部 長)

専門員 岩隈 博君

三月二十日

委員伊藤鐵君辞任につき、その補欠

として高橋等君が議長の名で委員

に選任された。

同月二十六日

委員稻村隆一君辞任につき、その補

欠として川俣清音君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員川俣清音君辞任につき、その補

欠として稻村隆一君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

森林組合合併助成法案(内閣提出第

七三三号)(参議院送付)

林業信用基金法案(内閣提出第八一

号)(参議院送付)

○長谷川委員長 これより会議を開き

ます。

議事に入るに先だちまして、一言御

報告を申し上げます。

長らく本委員会の委員でありました

伊藤鐵君が、去る二十二日、不幸に

て、病のため逝去されました。本委員

会に席を同じくするわれわれにとりま

して、まことに痛恨にたえないところ

であります。ここに、つつしんで哀悼

の意を表したいと存じます。

○長谷川委員長 森林組合合併助成法

案及び林業信用基金法案の両案を一括

議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを

許します。川俣清音君。

○川俣委員 先般森林二法案について

総合的な質問をいたしましたのでござい

ますが、きょうは、各論と申しますか、

法案それ自体について内容を明らかに

いたしまして、今後の運営にあたりま

して広く関係者に理解をさせる必要が

あると存じますので、質問をいたした

いと存じます。

そこで、第一は、提案理由及び重要

な内容についてお尋ねをし、次に法律

案についてお尋ねをしたいと思いま

す。

森林組合合併法でございますが、政

府の提案理由によりますと、「経済的、

社会的に後進性の強い山村地域におき

ましては、林業の発展をはかることな

くしては、地域格差の是正は期しがた

いと考えられるのであります。」とい

う説明をいたして本法案を提出いたし

ております。そこで、林業の発展とは

どんな内容のものであるか、発展の方

向とはどんな構想を描いておられるか、

明らかにしてほしいと思うのでありま

す。

○吉村政府委員 この提案理由の説明

で御説明を申し上げました先ほどのお

尋ねの件でございますが、山村地域の

後進性、この解消と申しますか、また

地域格差の是正のためには、やはり林

業の依存度の非常に高い地域でもござ

いますので、私も林業の担当者とい

たしましては、まずもって林業の発展

をはからなければならぬというよう

に考えておるわけでございます。林業

の発展のために私もいろいろと施策

を講じて参つておるわけでございま

すが、山林地域全体といたしまして観

察をいたしますときには、このいろいろ

な個々の政策を進めるのみでは十分で

ないのではないかと。そこで私も山

村地域を総合的に振興をして参る施策

を進めなければならぬ、かような考

え方を持つておるのでございます。私

ども実はこの問題に取り組みまして検

討して参つたのでございますが、ま

ず、この山村地域におきます林業の基

盤の整備をいたしまして、その上で林

業の高度化をはかる。さらにはこの山

村地域全体の生活条件その他の向上が

できるような方向へ林業の発展を考え

て参らなければならぬというように

考えまして、林業地域の総合的な振興

対策というものを考えておるわけでご

ざいます。これは一面言いかえま

す。山村地域の総合構造改善対策と申

し上げられるかと存するのでございま

す。そういう事業を計画をいたしてお

るのでございしますが、いろいろと検討

をいたしました結果、さらにこの具体

的なと申しますか、その総合対策を進

めて参ります上の要素を含めました処

方せんをつくつて参りますために、三

十八年度におきまして全国におおむね

十八カ地域それぞれの特色のある地

域を選びまして、そこで具体的な検討

をいたしまして、林業の総合的な振

興、ひいては山村地域の振興のため

に、林業として果たさなければならぬ

役割というものはどうあるべきかと

いうことを具体的にきめて参りたいと

いうことで準備をいたしまして、予算

も要求をいたしておる次第でございま

す。

○川俣委員 提案説明によりますと非

常に抽象的でありましたので今の質問

を申し上げたのでございますが、やは

り森林組合の合併という問題につきま

しては、何ゆえ合併しなければならぬ

のであるのかという問題よりも、必要

性を強調した問題を具体的に解決する

ということが必要であるのでありまし

て、今述べられたようなことも一つの

方法であらうと存じますが、さらにこ

の合併を効果あらしめるためには、も

う少し具体的な施策がなければ合併の

効果が現われてこないと思う。形式的

合併でなくして、本来の発展の方向が

明確になることが必要であると思うの

であります。そうでなければ合併の意

欲が生まれてこないのではないかと憂

うるのであります。

そこでさらにお尋ねしますが、「い

わば前向きな合併促進により、民有林の

発展と山村振興の強力な手になり得

る、より大型の森林組合を広範に育

成」する、こう説明されております

が、大型の森林組合がはたして体質改

善の役割を果たせるのかどうか。大型

とは大規模と異なるのかどうか。大型

というのは大規模と観念上違ふのでは

ないかと思うのです。おそらく大規模

と表現する方が正しいのではないかと、

これも思うのでございしますが、その点

についての御説明を伺いたいことと、

さらにどのように体質改善をするの

か。林業は将来企業経営として成立す

るのかどうか。私も一定の条件の

もとでは成立すると思うけれども、そ

の一定条件を満たす条件を整えなけれ

ばならないのではないかと。これが先決

問題ではないかと思うのですが、第一

点の大型と大規模とは違ふのではない

かという点についての御説明と、どの

ような体質改善を考えておるのか、この二点をお尋ねいたしたいと思ひます。

○吉村政府委員　まず第一番に大型と大規模の区別でございますが、私ども通常大規模と申しております場合に

は、森林の経営面積というようなものは、主体にして考えることが多いのでございませう。そこでここで大型という言葉を使えばたわけでございますが、私も大型の森林組合というようなことをここにあげましたのは、私どもの考

えております組合の合併に伴いまして
どのような形になってくるかというこ
とをまず申し上げなければならぬか
と思うのでございます。まず先ほど大
規模で申し上げました森林の面積はも
ちろんでございますが、そのほか財務

の規模でございすとか、あるいは執行体制の規模でございすとか、そういうようなものを含めまして改善をして参りたいというような考え方を持っておるわけでございます。先ほど仰せのように、ただ大型の組合をつくって

参りますことのみでは、この森林組合の十分な整備強化と、体質の改善をはかることができるというようには私どもも考えておらないのでございます。すでに御承知のようにわが国の森林の所有規模は非常に零細性が強いと申し

ますか、非常に零細なものが多くのございます。そういうものをそれ自体を拡大していきけるような措置を講じまして、それが有る程度の規模になつて参りますと、それを協業化と申しますか、この森林組合を中心にして事業

の協同化あるいは協業化というような方向に進みまして、それによつて事業の近代化、たとえて申し上げますと、

機械化等を入れて参りまして、生産性も向上をし、また林業の関係者自体の所得の向上もひいては上がつて参れるように措置を講じて参らなければならぬというように考えておる次第でございます。

○川俣委員　とらわれるわけではございませんが、通常大型といえば組合員数の大きいことが大型といわれるだろうと思います。大規模という場合は経営規模が大きくなるということに通常考えられると思うのでございます。そ

ここで知事が適否をきめる場合におきましても、大型という観念できめるのか、規模の大きいという観念できめるのか、という問題が出てくるのでありまして、ただ言葉で大型という中には規模も入るのだ。あとで補足説明はさ

れておりますけれども、言葉の使い
ようとして、大型というのは組合員数
の多いことを期待をする。大規模とい
うと、数よりも経営規模が大きくなる
ということが予想せられるのでありま
して、そういう点で非常に不明確だと

思いますために、今のようなお尋ねを
 したわけですが、さらに具体的に質問
 を進めますが、二組合員の経営する森林
 の合計面積がおおむね五千ヘクタール
 くらいになっておりますが、合計山林
 面積と森林面積とは異なるのではない

かと思うのです。別な言葉でいえば、森林と山林とは内容的にも異なるのではないか。そこで森林の合計面積、こういうことになりすると、内容は山林面積がおおむね五千ヘクタールというように理解されるのでありますが、わ

さわざ森林の合計面積と表現されております理由を明らかにしてほしいと思うのであります。

○吉村政府委員 私どもここで考えておりますのは、森林面積でございまして。先生のお尋ねの山林と森林の区別でございしますが、森林の方は森林法にございまして、天然林とそれから造林の人工林もすべてを含んだものとい

うよにあるいはお考えかと存じますけれども、私どもはその森林を対象にいたしまして、その森林面積の合計といふものをお考えおるのでございます。

○川俣委員　日本の法則上、森林面積

という前例はないのですよ。面積の場合、これは山林と表現されている法令はありますけれども、森林面積という法令はないのです。それでこの面積に関する法規を調べてみますと、旧土地台帳法がごいますが、それが三十

五年に不動産登記法に改正になりました。現在には不動産登記法が適用されておるわけですが、そこに地目と、という区分がございます。面積の場合では、地目が区分になるわけでございしますが、旧土地台帳法によりますと、第

一種地目は「田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧野、原野及び雑草地」に区分しておりますが、新しい「不動産登記法施行令昭和三十五年八月」政令二百二十八号によりますれば、第三条「地目は、土地の主たる用途によ

り、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める。」(こういうことで、登記法により

ますと、これらの地目以外のものは雑種地になるわけですが、森林は雑種地として考えておるのではなく

て、当然山林という考え方であろうと思えます。これに基づいて土地台帳ができることはもちろんでございますが、売買、抵当権の設定等もこの地目区分によって登記をされるわけでありまして、林野におきましては、おそら

く山林または原野という形で国有林が保有されておるだろうと思いますし、民間におきましても、山林原野という表現で地目が明らかになっておると思ひます。国有林におきましては、国有資産等所在市町村国有林におきましては、

も、これらの地目に従って固定資産税
 がかけられますので、これに従って交
 付金も算出されておと思う。森林と
 いうことの所在市町村交付金という
 のはないと思うのです。そういう意
 味からも、あらためてここで森林の合

面積ということが表現されたわけですが、いゆる先生の言われる森林と、それから山林のおおの意味するとこざいますか。この根拠はどうなんです。

○厚味説明員　御質問の点であります

ろの差異は、これは的確には表現し得ませんが、通例常識的にいいますれば、森林は林木が集団してはえておける、山林はそれに対して相当植栽をして、保育管理の手を加えていくというような解釈の仕方もあろうかと思いま

すが、今先生の御指摘になりました森林組合の合併助成につきましての森林面積五千ヘクタール以上というような観点を出しました理由は、森林法におきましては、森林はこうこうこういうものであるという定義もしております

し、それから森林法の中に規定いたしております森林組合の関係法規、これも大体森林という表現になっておりま

「森林の面積が三千町歩をこえる三々というような規定もございますので、そういう観点に立ちまして、面積何千町歩以上、森林面積はどうだというように、特にこまかくなって恐縮でございますが、七十七条におきましても、

したわけでございます。

○川俣委員　面積の場合は、やはり地目による面積ということが明確になると思うのです。森林法という森林は、面積を意味しないわけであります。

従つて合計面積という場合には、森林でなくて山林でなければならぬのではないか。今後国有林が民有林を取得する場合にはおきまして、移植所をつくる場合にも、地目を表現しなければなりません。この場合にはおそらく森

林とは表現しないで山林と表現するであらうと思うのです。地方の台帳を見まして、五千ヘクタールとか三千ヘクタールという場合に森林などという合計が出てくるわけがないじゃないですか、森林なんということは。ただ五

千ヘクタールということになると、おそらく山林面積五千ヘクタールですよ、森林面積五千ヘクタールというのはどこで算出するのですか、地目にないものを合計できるのですか。おそらくあなたの方の頭の中では、これは面積

を出すからには、山林という頭であると思うのです。しかし、これは法律ですから、やはり五千ヘクタールというからには山林面積五千ヘクタール、こうならないと、どこで合計するので、何で合計するので、合計の基礎

がないじゃないですか。甲が何へク
 タール持つておる、乙が何へクタール
 持つておるといふのは、これは山林面

積を表現しておるものでありまして、所有は、山林面積が所有になつておるわけです。森林は必ずしも面積だけを表現しておるわけではないわけですか、森林面積というものは、林野庁の頭の中にあるかもしれないけれども、森林面積というものは一般には通用しない。山林面積は通用します。第三者にも対抗できる。しかし森林面積というものはだれに対抗する根拠があるのですか、ないじゃないですか。○吉村政府委員 この森林でございすが、森林につきましても森林法の第二条で「森林」とは、左に掲げるものをいう。」ということになつております。この森林の面積を、先ほど林政部長が御説明を申し上げましたが、七十七条で「その経営する森林の面積が三千町歩をこえるもの」というように表現をいたしておるのをごさいます。私もいたしましては、この第二条に掲げる森林の面積をその規模というように考へておるわけでございます。

○川俣委員 もしも森林面積という表現でありますならば、森林法にいう森林でございましょうから、従つてこれは必ずしも面積が正確ではないわけですか。正確というのは測量の意味の正確ではなくして、範囲の正確が期しがたいのであります。一項、二項及び附則を入れますと、所有するばかりではないとして森林を生育させなければならぬ義務を負つておるわけがございまして、それでなければ森林という表現をしないのでありますから、山林面積全体が森林面積とはいわぬわけですか。山林面積全体が森林面積とはいわぬというのが森林の規定であらうと思ふのです。だから、森林の合計面積ということになると、あらためて山林面積から森林面積を抽出していかねばならぬと思ふのです。それから調査ができるまで合併は待たねばならないという欠陥が生じてくるのではないかと、おそらく実際は森林面積ではなくて、台帳の合併であります山林面積をもつて五千ヘクタールというのであらうと思ひますけれども、実際にそうならば、あえて第三者に対抗できないような森林面積という表現を使わずに、山林面積という表現の方が、一般の社会通念に合致してくるのです。また調査も台帳の合計をもつて明らかにすることができると思ひますが、森林面積ということになると、みづからが制約を受けて、五千ヘクタールとか一万ヘクタールという表現は、調査をしなければならぬ義務を知事に負わせることになるのではないかと。合併の基準、これは山林面積ならすぐわかります。合同したものの山林面積ならすぐ出て参りますけれども、森林面積ということになると、その中のどれだけが森林面積であるのか、または山林面積のほかに森林面積というものは存在するわけですね。他人の土地に抵当権を設定したりして、撫育しているものも森林面積の中に入らうわけですから、これらを入れますと、台帳上の、いわゆる地目上の五千ヘクタールではなくして、別な角度からの五千ヘクタールだということに實際問題としてなると思ひます。そういうことを意図してわざと森林面積という表現を使われたのか。これはやはり従来の経済活動の単位であります地目、いわゆる登記をしなければならぬ義務を負つております山林面積と理解するのが普通ではないかと思ふのです。くどく言う必要はないと思ふのですが、あえてわざと対外的に理解のできないような、森林面積の合計がどれだけでなければならぬというようなことは、法律の適用上非常に困難性を生ずるのではないかと思ひますが、この点についても一度御答弁を願ひなければならぬと思ひます。

○吉村政府委員 この森林の面積につきましては、先生の御指摘のようなところもあるかと存するのでございすが、森林組合の模範定款その他を見て参りますと、すでにこの森林の所有の面積という言葉も出ております。先生の御指摘の山林面積と申しますか、になりますと、この台帳面積というものは非常に過小なものが多いかと思ひます。中には過大なものもぽつぽつあるようにございします。そういうようなことでございまして、それぞれの森林の所有者というものは、逐次森林の実測もいたして参つておりますし、その実測と申しますか、山林の台帳面積、その数字を使ひますと、非常に規模等に不正確なものが出て参るわけがございまして、私もいたしましては、やはりそういう実態に即しまして、やはりそういう実態に即しまして、と申しまして、もう御指摘をいたさうと申しますと、完全にこれができていくというところは、私も確信がないのでございしますが、やはりそういう実態に近い森林の面積を使つて参りたいというように考へておるのでございします。

○川俣委員 私の質問をよく理解されないやうでありますので、くどくくありませんが、もう一度申し上げます。確かに土地台帳による面積は、税法上の建前から過小になつておることはいふまでもない現実であることは認めます。しかしながら地目としては山林という地目はありますけれども、第三者に対抗できるような地目として森林というものが存在しない。従つて五千ヘクタールというやうな表現は、これは五千なくても五千、あるいは七千、八千ということを表現いたしましたとしても、これが不可だという認定はできないと思ふ。山林面積でありますから、地目として存在するのですから、従つて法的な価値ある地目でありますだけに、それが実測上足りなければ実測に従う、あるいは想定される面積五千ヘクタールということの基礎はできると思ひますけれども、森林といふことになると、森林法の森林でありますから、森林法に基づいてあらためて調査をしなければ、各森林組合も、現在の森林組合は御承知のように森林面積ではない、山林面積です。私も二、三の森林組合にこれは当たつてみましたけれども、森林面積ではございしません、山林面積です。面積幾ら、実測面積大よそ幾ら、こういうことで森林組合の範囲を定めてそれによつて森林組合の賦課金等もいたしております。現在のところ森林面積による賦課金というものはないです。どこの組合をお調べになりまして、森林面積による賦課金というものはないやうです。山林面積により賦課をいたしておる。ただ実測をするか、あるいは面積の範囲は台帳面積ではないやうですけれども、地目としては山林面積でございします。これが森林組合の実態なんです。ただ法規上森林とあり

ますから森林という表現は使つておるかもしれませんが、実際は山林面積です。どこの組合にでも行つてお調べになつてごらんない、森林面積なんというものは使つておりません。組合の経営面積は山林面積で表現される。土地台帳幾ら、実測大よそこれこれ、それによる負担金というものが出てきておる。森林面積なんという表現は実際においては使われておらない。抽象的には森林面積という表現は森林組合等においてもつかつておりますが、実際を見ないで山林面積イコール森林面積であるというところでございますが、なつてはいます。この場合イコールなんですか。しかし本質的にはあなただの説明されるように森林と山林とは別な地目としての山林ないし原野なんです。これは明らかにしております。森林といふものはいまだに明らかにしておらない。森林といふものは面積ではない。面積に關係のない森林は明らかですけれども、面積に關係のある森林といふものは明らかでないのです。この点はお認めでしょう。面積に關係のない森林法という森林は定義があつて明らかです。面積に關係すると森林ではなくして山林なんです。これはどうですか、林政部長に伺ひます。

○厚味説明員 御指摘の点がわかるのでございしますが、さき申し上げましたように森林法の用語の建前からいきまして、また森林組合の従来の用語例からいきまして、またいろいろの設立の手續等規定いたしております模範定款等からいきまして、すべて森林の所有者とか、森林の面積が何反歩

いう説と、第三に、森林所有者の協同組織として森林組合制度一本立にすることが適当であるという説に傾きまして現行法が生れたのでございますが、さらに有力な意見といたしまして森林所有者のみならず、広義のいわゆる林業者一般を通ずる林業協同組合にすべきであるという意見もあつたのであります。また農業協同組合と合併し得る道を開いて農業協同組合または森林組合のいずれかの協同組合を、任意選択制をとるといふ説等がございまして、今でもなおこの四と五の森林所有者のみならず、広義のいわゆる林業者一般を通ずる林業協同組合に発展すべきではないかと、林業の持つておる本質からいたしまして、さらに一貫性を貫くために林業協同組合としてはどうかという意見はいまだに有力に底に流れておるわけでございまして、これがさらに刺激をいたしまして、今度出されました林業信用基金法の精神を貫きまして、林業協同組合にすべきではないかという意見が再び台頭してくるであらうと思われまゝ。また農協の総合農協といたしまして、今後農業構造改善を進めていく上から農業協同組合の方向へ移行しようとする動きも出てくると思ひます。これはおそろしく近く出て非常な勢いで盛り上がつてくるのではないかと想定されます。しかしその場合でも森林組合と任意に選択できるという方向はとれるのでありましようけれども、一方におきまして山林面積の小さい地域におきましては、むしろ農業協同組合と一体としての経営を進めることが妥当ではないかという意見が実際に起つておるわけでございまして、そういったしますと、この森

林法の合併というものは、そういうものをあらかじめ押える方策としてあえて合併をするのではないかと、いふ邪推も生まれてくるわけでございまして、そういうそんなくも生じてくるわけですね。林野庁は、自分の領域を確保するためにわざわざ合併によつて規模を大きくして、それで農業協同組合の方向に移行することを防ごうとするのではないかと、いふ非難が農業協同組合の方面から起つてきています。これは農業協同組合から起つたのではなくて、農林省の指導している農業構造改善の遂行の必要上から起つてきておる問題でございまして、将来これが起きないということは言い切れなかつたと思ひますが、そういうことを予想いたしますと、森林組合の合併につきましても、幾多の問題を残しておるということだけはお考えになつていいのではないかと、思ひますけれども、長官のこれに対する見解を明らかにしていただきたい。○吉村政府委員 ただいまの御指摘でございまして、かねてからこの農林協同組合と申しますが、農、林を合わせた協同組合にした方がよいのではないかと、いふ御意見のあることも、私どもの承知いたしておるところでございます。しかしながらこの問題につきましても、やはりその地域、地方によりまして、農業協同組合なり森林組合なりいろいろと特色もあるところでございまして、にわかにその結論を得るということはなかなか困難な問題であるろうかと考えております。もちろん私もさういふ問題につきましても十分検討に値することであるといふことも考へておるわけでございまして、私どもがこの森林組合の合併の促進をいたそ

うといふことを考へております段階におきましては、さういふ問題に關連をいたしまして、この際大型の組合をつくつてその対策といたしたいといふような考へではないのでございまして、先ほども申し上げましたように、林業の振興をはかつて参りますためには、やはりそのにない手と申しますか、中心になつて参ります森林組合を強化発展させて参らなければならぬ。そのためには十分に森林組合、ひいては林業の振興をはかつて参りますに必要な人材を得ることも必要でございまして、そういうような観点からいたしまして、ある程度の大きな森林を持たなければならぬ、同時に経済事業も振興をして参らなければならぬといふような考へ方から、この際森林組合の合併につきまして考へておるわけでございまして、○川俣委員 非常に苦しい御答弁でございまして、農業構造改善事業が進んで参りますと必然に農業協同組合といふ方向にかなり進むのではないかと、いふことが想定されるわけでございまして、森林所有者が持つております地目、牧野が、造林の計画を意図しておれば森林法の森林地域に入るわけでございまして、ところが一方農業構造改善からはそれらの牧野は、むしろ牧野でなくして原野は当然畜産の対象として開放すべきだといふ意見が出てくるだろうと思ひます。そういういたしますとその問題の解決のために、農業構造改善を振興していく上においての必要性からして農業協同組合といふものが発生をしてくる林野庁からいへば危険性といひますか、あるいは森林組合からもそういう危険性が出てくるであらうと憂慮されておる、森林組合自体において目

下一番憂慮しておるというのはこの問題であらうと思ひます。持つておる自分の勢力範囲といひますか経営範囲、いい言葉で言へば経営範囲、悪い表現をすれば勢力範囲でありましようけれども、これらが畜産のために侵略されないかといふことをおそれておる、そういう意味で合併が促進されるという度合いもあるいは出てくると思ひますけれども、予防措置として、将来起つてくるであろうところの侵略を予防するために合併するのだといふことになりまして、これは大きな問題と農業構造改善の上に与えるであらうと思ひます。そういうのではないかと、いふことをこれは林野庁として表現しておく必要があるのではないかと、こゝういふ意味でお尋ねをしておいたのです。林野庁が、そういう偏した考へ方で合併を促進するのではない、全く森林の経営を安定せしめるための必要限度における合併であるといふふうに説明をしておく必要があるのではないかと、こゝういふ意味でお尋ねをしたのでございまして、そういう意味ですから、一つ御答弁願えれば御答弁いただきましたと思ひます。○吉村政府委員 先生のお考への通りでございまして、私どもはこの森林組合の合併をいたしまして森林組合の強化、その勢力範囲を守るといふような構想ではないのでございまして、どこまでも目的は林業の振興をはかる、それから山村地域の振興をはかつて参るために林業の振興をはからなければならぬといふように考へておる次第でございまして、○川俣委員 今の答弁を了とします。そういうかたい決意で山村振興にも寄

与するといふ建前で前進されますならば、そういう不安や偏見は生まれてこないと思ひます。ただ山村振興といふことを一つうたつておることによつて、そういう領域の狭まることを防ぐのだといふ偏見であつてはならないのであります。真に山村振興のために林業発展のために寄与するのだという熱意が出てこなければならぬと思ひます。ただ領域だけ確保すればいいといふことでもありますならば、合併の効果といふものも現われてこないと思ひますのでございまして、これは特に強調しておきたい点でございまして、さらにお尋ねをいたしますが、この合併の区域が地方行政区内の組織の合併のようではございまして、森林法及び森林法に基づく森林計画並びに森林区といふ計画から見ますと、必ずしもこれは行政区にとらわれていない計画でございまして、森林計画あるいは森林区分といふものを基礎にして経営をさしていくということになりますと、いふと、行政区にこだわることに、むしろ障害となるものでありますだけに、なぜ行政区内にとどまらなければならぬのか、これが特に森林の場合には問題があると思ひます。従来の森林の経営は、流域的な経営が一番の主流とされて運営がなされてきたのでございまして、流域必ずしも行政区とは違つてございまして、今後河川法の改正等によりまして、かなりこの行政区の境界といふものを突破しなければならぬ方向で河川法なども適用されるような方向をたどつております。また農業構造改善も、農業構造改善の進展に伴ひまして、行政区の境界を突破しなければならぬ事態が實際生じてき

ております。そういう意味から、経済的な意味から、産業的な意味から、行政区の境界に対する批判がだんだん熾烈になってくるであろう。現在の行政区というものは、封建的な感情的な行政区でありまして、必ずしも地勢上、産業上の行政区でないことが明らかでございまして、森林経営というものが、流域によって、あるいは森林区分によって、森林計画によって、実行されるということになります。行政に、行政区にこだわるということは一つの障害となつて発展を阻害する要因となるのではないかと。それを十分承知しながら行政区内にとどまるということとは、大型、大規模ということと掲げておりながら、それと相反する結果になるのではないかと、こう思うのでございます。ことに山頂というものは、あるいは山間地の平坦地などというものは、両行政地域に分かれておる場合が非常に多いのであります。従つて、旧来の平坦地でありましたら、ある程度産業地理的に部落が形成され、その部落の集合体としての町村というものが従来成り立っておりますけれども、山村あるいは森林地域は、山林地域は、そういう行政区の区分から離れて存在しておるのであります。むしろ今までは経済活動の単位としての森林ではなくして、財産保持的な山林面積というものを持っておりましたために、必ずしも産業的な保持の仕方ではなかったところに、行政区と経営区とを今後区分して経営の実績を上げていくということになりますならば、将来の森林経営をさらに拡大していくということになりますならば、現状の行政区にとらわれることは合併の目的を達

成するゆえんではないと思つております。この点に關して長官の見解を明らかにしてほしいと思つております。

○吉村政府委員 この面積と行政区画の問題でございますが、私もこの面積規模につきましては、御指摘のように、まず林業の経営というものを主体にして検討いたしたわけでございまして、それがおおよそ五千町歩程度になるという面でも林業の近代化等も行ない得るようになるというような結論を得まして、これを行政区画に当てはめてみますと、大体私も予想をしておりますが、これは資料でも差し上げてあつたかと思つて、五年間で五百七十余合併を予想いたしておりますが、これの大体八割程度が新市町村の区域内に入ることになるに相なつておるのでございます。で、先生の御指摘のように林業の経営はむしろ流域を主体にして考えるべきではないか、これも私もさう考へておりますが、従来の搬出設備等を考へて参りますと、そのままでございしますが、将来、現状等を考へてみますと、それが若干修正されてもいいのではないかと、さう考へられるわけでございまして、私も、私も、さういふような検討の経過から、また合併の難易、それから合併をいたしたあとの事業の推進というふうなことを考へてみますと、やはり行政区画の中に入ることが、最も容易な道ではないかというように考へておるわけでございまして、たまたま八割程度は新市町村の区域内に入るわけでございしますので、さういふ点では、私どもの合併につきましても、かなり推進をできる自信もできると、さういふように考へておるのでございます。

○川俣委員 将来は行政区の変更を住民が求めることになるのか、あるいは行政区の合併は非常に困難であるから、むしろ森林組合の経営上、運営上、町村の区域を突破して協同組合の面積を上げていかなければならないところにかかるといふか、さういふ問題が依然として残つておると思つて、住民の意思を正確に反映さすというならば、経済活動の上からいって行政区の合併ということが、一部合併あるいは全部合併という問題が起つてくるが、封建的な生活の情性からいって行政区の合併はなかなか困難だといふことになります。森林組合が独自の経営方針に基づいて町村境界を突破しなければならぬといふことになるであらうと思つて、これは住民の意思と森林所有者の意思とが合致しなければならぬ、期待を大きくかけなければならぬ、この点についても問題が起る、さういふことを指導して参らなければならぬのではないかと。また法律もさういふことを予想して改正を要するのではないかと、さういふ点を指摘したのでございます。

もう一つ森林組合について基本的な問題がございまして、一般に協同組合の中心的な目的は、組合員の経済的社会的地位の向上をはかる点を中心課題になつておるのであります。森林組合もまた同様でなければならぬと思つておるわけでございまして、旧来の森林組合の発展過程、すなわち財産的保持、または沿革から、現行森林法の制定の一契機でありました荒廃林野の復旧の影響もあつて、森林経営の合理化と森林生産力の増進、いわば公益を

増進するといふことが森林組合の主たる目的に注目しなければならぬ点があると思つておるわけであります。本来でありますならば、組合員の経済的地位の向上、社会的地位の向上をはかることが目的でありますけれども、森林組合は当時荒廃林野の復旧といふ公益性をになつなければならぬと思つて、また従来の沿革から言ひまして、単に財産的保持または沿革が従来ありましたために、森林法の制定の契機を受けまして、従つて公益性の強い森林組合になつておるのでございます。ところが、今度の合併の目標は公益性を闊却するわけではありませぬけれども、むしろ従来の協同組合の本体に立ち返らせようとする意図であることは言ひ得ないものであります。しかし、従来の森林の公益性といふものからいって、ある程度の公益性を主眼としなければならぬ点になつておる、さういふ点があるわけであります。そこで、森林組合が今日のような発展ができておられないのは、森林組合の組織が悪いのではなくて、運営が悪いのもなくして、公益性を強調されませんことによつて、森林組合の本来の協同組合的な機能というものが発展できなかった点もあつたのではないかと。両方合わせておるわけであります。公益性の強い目的を強調されまして、あるいは森林組合としての、協同組合としての達成を目的とされまして、常に動揺してウエイトが違つてきておるわけであります。これが今日まで森林組合の基礎が固まらなかつた大きな原因ではないかと思つておるわけであります。では、どつちかに割り切ることはできるかといふと、森林

の本質上割り切れないといふところに、指導の悩みもまたここにあると思つておるわけであります。どつちにも割り切れない。純然たる経済活動の単位としての、あるいは地位の向上の単位としての協同組織を持つといふところには割り切れない。一方においては公益性を強調されまして制約を受ける。また本人自身も、森林所有者自身もさういふ経営を考へることよりも、財産保持的に運営をするのであるから、さういふ活動をしないでもいいのだといふ觀念もあつて、さういふものと相違つて森林組合が今日まで発展しがたい状態を生んでおつたのであらうと思つて、それだけに、やはりこの点を理解しなければ、今後の森林組合を単なる合併だけによつて発展させるのだと期待することは、あるいは提案説明のよりに非常に期待をかけた説明をされておりますけれども、みずからこの問題をどう解決するのかといふ目標なしに、従来の通りやつて、ただ合併できればいいのだ、あるいは大型にすればいいのだ、大型にしてもこれらの矛盾を含んでいて大型になるのか。むしろ拡大されてはくるとありませぬけれども、縮小する方向ではないわけであります。一方生産力の増大といふことで経営的な運営もしなければならぬことが強調され、一方においては公益性を強調されるというジレンマに森林組合があるわけであります。これらについての指導よろしきを得なければ、単なる合併やなんかで逃げるわけには林野庁としてはいかないのではないかと。農林省としては、さう逃げてばかりいて、責任は君らにあるのだといふことでは逃げ切れない問題を含んでおることを

十分理解しなければ合併の魅力は生まれてこない、こう思うのですが、この点についての考えを承りたい。

○吉村政府委員 さきの御質問にちよつと補足させていただきます。行政区画にとらわれ過ぎていたという御指摘でございますが、行政区画を越えて合併するというのも大いにけっこうだと私も思っているわけでございまして、それでまた、そういう計画もございまして、すでにそういうことも実行もされております。従いまして、その点では先ほどの私の御説明が若干とらわれ過ぎていたかと思ひますので補足をいたします。

それから次の、森林の持つ公益的な使命の面から、森林組合の発展についての関連の問題でございしますが、確かに先生の仰せのように、林業も、経営をして参ります以上は必ず公益的な使命と申しますか、国土保全なりあるいはその他の問題もかなりあるわけでございしますが、そういうものを負わされるわけでございします。そういうものをやはり十分に計算に入れた計画をして参らなければならぬ。私もこの合併を考えて参ります過程におきましては、この提案理由の説明で特に強調をいたしておることはもちろんでございしますが、同時に、そういう森林に負わされております公益的な使命も十分に達成できるように方向を進まなければならぬ。それは規模の面へもかかって参りますし、また森林組合と申しますか、林業の経営者個人々々が発展をいたして参りますためにはやはりそういった面での配慮を入れて計画をして参らなければならぬというように考えております。そういう点から

は、私も合併することのをもつて足れりとするわけではございません。従いまして、林道の事業、あるいは造林の事業、あるいは治山の事業、これはそれぞれ並行して進めて参りまして、それで目的を達し得るというように考えております。その目的を達し得る手段にも、やはり最初に御説明をいたしました構造改善の事業でございまして、林業地域の総合的な振興計画事業でございしますと、そういうものを立案いたしまして進めなければならぬというように考えておる次第でございします。

○川俣委員 森林組合についてはその程度にいたしたいと思ひますが、昔の森林法は、立木が密集して存在している状態、林が群がると申しますか、林叢状態を基本にしておたわけでございしますが、これは中国からきた用語でございまして、深林、林が密集していることを深林と言ふ。それから竹が群がっているのを叢竹と言ふ。その深林叢竹から林叢という言葉が生まれてきたようでございします。これは旧森林法でございしますが、これらの意味から言ひましても、単に山林地を所有しているだけで森林業者ではなくして、林を育て竹を育てていくことが、畜産物を生産することが森林業者の使命であるという理解に立たなければならぬ。今思ふのでございまして、現在の森林所有者がはたして一体この森林の国民経済的な使命というものを十分理解しておるかどうかということになると、非常に疑問だと思ひます。しかしながら財産的保持をしたというところによつて、日本の森林がある程度守られておったということもまた事実でござい

まして、それを全部あながち私は否定をしたしませんが、今後日本の国民経済の伸展に伴ひまして、森林の持つ使命をあらためて理解させていかねければならぬ指導が必要であらう。単に合併だけではなくして、指導がもっと強烈でなければならぬ、そういう公益性があるために、補助助成の措置が講ぜられておる、森林もまた補助助成がほしいばかりに、ときには公益性をあえて強調いたしまして、補助助成を得ることは努めますけれども、運営は自主的な運営であらねばならないという考えと、森林組合の中に

も矛盾があるのであります。これらについてはより高い立場に立つて、民有林の指導に当たらなければならぬと思ふのですが、従来民有林の指導につきましては放任されておるとは言ひがたいでありまして、指導に欠けるところを大きく反省をいたしまして、この法律の通過と同時に、さらに重大な覚悟を持って指導に当たらなければならぬであらうということだけ強調いたしまして、森林法の問題はそれで終わりたいと思ひます。

林業信用基金法案について二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。林業生産の増大、生産性の向上ということを強調されて、信用基金法の提出の重要な要素とされておりますが、これがどんな内容を持つのか、林業の生産の拡大、この場合の林業というのは、いわゆる植林から造林あるいは保育等も含めたものでありましよう。いわゆる森林を含めておることはもちろんであります。さらにその利用の度合い、加工のところまで林業と言われ

の生産の増大というのはその内容はどんなものであるか明らかにしておいてほしいし、また生産性の向上も単なる森林の生産性の向上ばかりではなくして、林業の生産性の向上でございしますから、この生産性の向上はどんな内容を持つておるものであるか、その点を明らかにしてほしいと思ひるのであります。

○吉村政府委員 この林業をどのように考えておるかという最初の御質問でございしますが、この法案におきましては、木材の加工まで――主として一次加工までを考えております。林業の生産性の向上の問題でございしますが、御承知のように、木材の需要の非常な向上に比較いたしまして供給がなかなか追いついて参らない、同時にまた林業の従事者の地位、あるいは所得の面につきましても、他の産業に比較をいたしまして、十分につり合いがとれておるとも考えられないというような指摘も、調査会の答申その他に出ているわけでございします。そういうような問題を解決いたして参りますためには、私もいたしましては、まず林業の基盤――まだまだ林業を高度化していくためのものとなる基盤を整備して参らなければならぬのではないかとこのことでございします。その基盤の整備をいたしまして、林業の高度化をはかつて参りたいという考えを持つておるのでございします。ここで生産性の向上の問題でございしますが、これは御指摘のように林業の生産性の向上全体を考へておるのでございまして、もちろん造林の面の技術的な改善による生産性の向上、それからまた林道その他の完備によりまして機械化、あるいは労

働面での生産性の向上、そういうようなものも具体的に進めて参らなければならぬというように考へておるのでございします。

○川俣委員 ここでこの制度を設けられます考へ方はおそきに失したというきらいはあるとの世評が行なわれております。木材の需給と価格の安定に資する施策として金融の円滑化をはからなければならぬとされておる点は、ともに期待に沿う表現であることはその通りであると思ひます。そこで木材の需給と価格の安定をはかるために金融の円滑化が必要だといひまするならば、単にいわゆる木材業者ばかりではなくして、当然伐出、運材等はもちろんのこと、価格に将来影響するであろう、需給に影響するであろう製品事業等も当然入らなければ、需給の安定、価格の安定というものは期し得られないであらうと思ひます。第一、第一次加工だけにどめた理由というものはこの法案の提出の理由とは合致しないのではないかと。単に気休め的に一歩踏み出したという弁解にはなるであらうましようけれども、大綱でありまする木材の需給と価格の安定に寄与するために、新しく金融の円滑化をはかる信用保証制度をつくつたのだ、こう言われるからには、やはり需給、特に価格の安定あるいは需給のアンバランス等、木材製品の比重がだんだん異なってくるに、木材にだけ、製材にだけ力を入れておりますことは、片手落ちではないか。むしろ今後用材の高度利用という面から合板等が当然入ってくるだろうと思はれる。あるいはフローリングにいたしまして、これが第二次加工であるかどうか

というのは問題であります。従来問題になっておりましたのは電柱の上の腕木、あれは第一次加工だということ、旧商工省、農林省以来争つてきた問題でございます。従つてこれが第二次加工であるか、これが第一次加工であるかということは、木材の需給の変遷に伴ひまして異なつてくるものでございませう。電柱はコンクリートになり、鉄柱になつて参りますと、特に今度は腕木が問題になる。あれは製材過程から出てくる第一次加工だ、あるいは、いやそうではない二次加工だという問題も出てきて、所管争ひもかつて出てきた問題でございます。それだけにやはり需給の全体から見てあるいは価格の安定という点から見て、この制度が必要だと思ふならば、製品事業、合板事業についてもやはりその合理化を進めていかなければならぬ。木材の高度利用という面から見ても、従来ただ木材を切断をすればいいんだという觀念から、需給はもはや国民活動、経済活動にとつてきつめて重要な面に出ておると思ふ。それらの問題を解決しなければならぬのは、もう当面問題になつておると思ふ。それにもかかわらずいわれる従来の製材業だけにどまつておるといふことは、生産の増大であるとかあるいは生産性の向上という問題から見て、みずから主張しておりながら、みずからこれを否定する制度であつてはならないと思ふのですが、どういふわけでこれは拡大がでないのか、この点を明らかにしてほしいと思ひます。

○吉村政府委員 この保証制度の対象の業種の問題でございますが、御指摘にありました伐木、造材、この面は入つております。それから木材製造業と掲げておりますのは、主として製材でございますが、御指摘のフローリング、それから腕木、こういうものは入れております。そのほか合板でございますが、合板はいろいろ議論がございまして、ロータリーの合板でございますと、一たんはござましてそれを合わせるといふような工程が入りますために、二次加工だといふ議論もあるわけでございます。そういうことと同時に、このロータリー合板の業者というのは比較的規模が大きいのでございませう。一般の木材業と比較しますと、中小といひますか、中としても非常に上の方、大規模のものもあるわけでございます。そういう面では、これは必ずしもこれにびつたり合うといふようなことも言えないのではないかと、いろいろな議論もあるわけでございます。その他の家具等の二次、三次の加工になりますと、現在の信用保証協会といつた問題もございまして、御指摘のようになつておる面でもやはり林業全体の振興を考へる以上は入れるべきではないかといふようなことが出てくるわけでございますが、私も、まず一次加工面に手をかけまして、さらに将来こういう面をも対象として入れられるように検討もいたし、努力もいたして参りたいといふように考へておる次第でございます。

○川俣委員 もう二点だけで終わりたいと思ひますが、今の問題について、この制度をあえてここで踏み切られましたの、説明によりますと、木材の需給と価格の安定のために金融の円滑化をはかりたいといふことでありますだけに、やはり木材の逼迫した需給状態を木材の高度利用といふところに置きかえていかなければならぬのじやないか。従来の第一次産業であります製材といふものはすでに限度にきておる、あるいは整備しなければならぬ状態のところへきておる、そういうのが大勢だろつと思ふのです。一方において整備しなければならぬといふことを進めながら、一方において助けなければならぬといふ考えが出てきて、これは決して間違ひでない、それがあつてもいいと思ひますが、さらに伸展するであろう合板等の方へ、木材の利用度を高める上からいって、単に製材といふ従来の非近代的なままで置くということは、盛んに近代化を進められたりしてあります手前上からいひましても、製材から第二次加工に当然入つていかなければならぬ、製材業等が第二次加工に入らざるを得ない状態にきておるのではないかと、そういう整備の必要を強調されておるのではないかと思ふのであります。それにもかかわらず、第二次加工からこれを除くといふことは、今後の指導の面からいひても片手落ちぢやないかと思ふのです。林野庁は別にいたしまして、各局などを見てごらんないか。従来の製材業などは整備しなければならぬといふ方向にきておるといふことで、整備を強調しておる。そこで単なる製材業だけでは経営が困難だといふこともありましようし、利用度が少ないといふこともありまして、半分合板に持つていくといふことによつて、製材業だけでは成立しないのを第二次加工をやることによつて維持しようといふ方向が顕

著に出てきておることはいないない事実だと思ふ。そういう点はすでに把握しておられると思ふ。しておりながら、これは第二次製品だからといふことで除外することは、本来の目的をみずから縮小することではないかと思ふのです。これはそこで踏み切られても――保証の限度額についてもう少しワクを広げなければならぬといふ問題が出てくるかもしれないけれども、そこまで踏み切つてもいいのじやないか、資金ワクの需要が高いといふことが必要でありますならば、そのことの方が必要であるといふことも言えるであらうと思ひます。この点はどうか。

○吉村政府委員 先生のお考えはその通りだと私も考へるのでございませうが、何分にも今回林業関係では初めての制度でもございませう。規模から申しましても、御案内の通りでございます。従ひまして、最も零細な面につきましても、この資金の流通を円滑化したいといふのが第一にねらわなければならぬといふことではないかといふように考へておる次第でございます。御指摘のように、製材事業は確かにもう少し整備をしなければならぬ時期であるかと思ひますが、そういう方向につきましては、私も先生のお考えの通りでございます。そういう方向へやはり進めて参らなければならぬと思ひますが、木材の加工、木材の製材にかゝる段階におきましては、非常に大量な重労働もございまして、大規模なものを一カ所に置きまして、資材を集中して経営を合理化していくといふこともなかなかむずかしいこととてございませう。従ひまして現状のような状況が現われてきておるのだと思ふのでございませう。統計等で見ますと、最も普及された工場の一つは製材工場だといふことに現われておるようでございますが、そんなことで稼働率も非常に低いことも御指摘の通りでございます。これをいかにして経営を高度化していくかといふことにつきましては、いろいろむずかしい問題も出てくるかと思ひますが、そういう点につきましては、この資金の面とあわせて、やはり共同化と申しますか、そういう面で検討を進めて参らなければならぬといふように考へておる次第でございます。

○川俣委員 製材業が今日不振にあることはあまりにも明らかでございます。しかしながら、日本の森林資源の活用面として、また住宅難緩和の有力なるにない手として、製材業が発展してきたこともまた事実でございますが、今日におきましては、単に製材をすることに於いて利潤を上げるというものが困難な状態になつておるわけでございます。それだけに整備が必要なんではないかと、整備の方向へ迫りやられておる、必要な方向になつてきておるといふことなんでありまして、そういう面でも、それらの転換策として第二次加工といふものが必然に打開策として、雇用度を高めていかなければ、従来のような製材だけでは雇用が不安定になるばかりでなく、労働条件を整へることができないで崩壊する方向にあるのであります。従つてその生産性を高める上からいひても、これに加工を加へることによつてかなり労働者の

賃金の向上もはかり得られる方向であらう、製材だけではとうてい一般並みの労働賃金を払える状態にはいかないのが本質だと思ひます。それをまだ助成をするのだ、それは大へんけつこうです。けれども、助成し切れないであらうと思ひます。むしろそれだけでは、今後の雇用状態から見まして、労働力を確保するなんという事は、幾ら資金を円滑に保証してやりましても倒れるだけでありまして、ただ倒れることを一年、二年延ばすという事には確かに役立つのでありますから、これもむだだとは必ずしも申し上げません、そのことも必要であらうと思ひますけれども、むしろ転換策を講じてやるといふことがさらに重大ではないか、その転換策を持たない保証というものは現実的には効果のないものではなから、わざわざこの制度をつくったからには、やはり転換をさせるという資金も出すことによって初めてほんとうの救済が成り立つし、あるいは木材の需給の安定という事にもなり、価格の安定にも役立つであらうと思ひますが、ああいう中間経費的な存在をなお存続させるという事は、今の時代からいってなかなか困難ではないか。しかしながら現に運搬上からいまして、山元において製材をするという事も地域によりまして必要なことは認めざるを得ないし、また大いにこれを活用することも必要だとは存じます。しかしながら立木伐採業者あり、搬出業者あり、製材業者あり、加工業者ありという、こういう分類で、中間の流通経費がかさむことは木材の価格の安定の上からいって避けていかなければならぬ、むしろ近代化の一貫性を

持つべき方向ではなからうか、これは価格の安定、需給の安定からいってそういう方向であらうと思ひますが、現実には多くの製材業者がおりますこと事実であります。それらの転換を考えていかなければならぬことも事実であります。これをみずから狭めて、一歩踏み出したのだから、あとでまた解決するんだというだけではテンポがおくれ過ぎるのではないか、テンポの問題であらうと思ひます。そこで見通しをつけられまして、そこまで踏み切る必要があるのではないか、この制度は悪いとは言わない。せつかく生まれるからには、そういう近代化、転換策まで保証してやることの方が、より木材の利用度を高めていくことになるのではないか。それが林野庁の方針でなければならぬと思ひます。みずから自分の方針を放棄することは残念だと思ひます、この点を特に強調したいのですが、この点いかがですか。

○吉村政府委員 全く御指摘の通りでございます。私も第一加工といたうことを特に強調申し上げておりますが、これは御案内の通りの原木高の製品安、あの製材過程において流通面のアンプランスが非常に強いところから私も考えておるものでございまして、一面また木材の利用の高度化でありますとか、加工の経営の高度化でありますとか、そういうことを考へますと、ただいまの考へ方のみでは十分ではないという事はその通りだと存じます。従いまして私も二、三次の加工にまで及んでいっているというような多角経営と申しますか、そういうものにつきましては十分配慮いたした

して、この制度を活用いたして参りたいと考へておる次第でございます。また同時に、木材業界の整備につきましては、この制度を中心にしたしまして、共同化でありますとかあるいはひいては整備の方向へも進めて参りたい、その一助ともいたしたいと考へておる次第でございます。

○川俣委員 もっともだと言われながら踏み切れないところに問題がある、私は、そう思ひます。しつこいようでありまして、何か第一加工というものと、二次加工というところには、やや林野庁の指導の領域から離れるところまでいくことをちゅうちよしておられるのではないかと思ひますが、木材協会あるいは木産協会というように業界が分かれておりますことも現実でございますけれども、やはりこの際踏み切られて、木材の利用度を高める、近代化する、高度化するという基本方針を貫かせる必要があるのではないか。その意味からいいますと、合板等製品事業につきましても、何といたしましても加工業者でありまして、これらの加工業者の林業に及ぼす影響は非常に大きいのでありまして、これらを無視することは林政の上からいっても妥当じゃないと思ひます。これは返事があるまで私は何回も強調していかねばならぬとさへ思ひますのでございまして、この際合板等の製品事業についても拡大していくというところがどうして困難なのか、その点うちよしなければならぬという理由がどうしてわからない。もう一度この点を……。

○吉村政府委員 お答え申し上げます。合板その他二次、三次の加工の問題でございますが、一例を合板にとつてみますと、この資本金から見まして、平均で合板が四百六十万くらいになっております。製材その他の一次加工に比べると格段の相違があるわけでございます。そういうような関係から、発足いたします資金ワクでございますが、発足した資金、あるいはこういったかなり規模の大きい工場になりますと、この保証制度を使わなくても融資の道が講ぜられる度合いが非常に大きいというわけでございます。そういった緊急度合いの問題、そういう事柄からは、一応これをこの段階におきましては除いたわけでございます。その他の家具、建具、そういうような木工の二次、三次加工でございますが、これは信用保証協会の活用も製材等に比べますとかなり進んでおります。そういうような関係から、一応この際は除きまして、私どもの力の最も弱かった面、緊急を要する面へ私どものこの際踏み切るといふことといたしたものでございまして、将来の問題といたしましては、そういう面へも大いに検討をいたし、努力もいたして参りたいというように考へております。

○川俣委員 もう一点だけお尋ねしたいと思ひます。

それは言葉の上でございしますが、林業機械と林業用機械とは異なると思ひます。林業機械という場合には林業プロパーの機械ということになるが、林業用機械ということになるとかなり広範になると思ひますが、どういふわけでは林業という狭い考え方に立つた

のかかわらないのでございします。林業機械等という事で広範にしたとも思われるわけでございますが、この場合の等というのは、いろいろなことを予想されて等とした場合も想定されますが、それならば林業用機械等という方がむしろ適切ではないかと思ひます。この点は強くは主張しませんが、そういう考へ方がどこから出てきたのかという点をお尋ねしたい。

本論をいたしまして、最後に強調いたしておきたいのは、国有林を初めてして民有林の将来のにない手でありまして、労働者がだんだん枯渇いたして参りまして、かならず機械化、近代化されて参りまして、やはり機械化のなない手である労働事情、雇用事情が急迫してくるならば、機械化を促進いたしたとしても、近代化を促進いたしたとしても、にない手のない機械化というものは無活動になるおそれがあると思ひます。機械化あるいは近代化というものは、労働価値を高めるための近代化であり、機械化である、私はそう理解をいたします。低賃金で機械化をするという事は、機械能率をむしろ低下させることであるとして、その機械化の能率を可能な限り高めようと思ひます。単なる一時的な労働者であつては、機械の能率を上げる事ができな

械メーカーのところに行つて修理から製造から教わるという事は決して悪いことではないでありましょうけれども、メーカーがあえてそういうことをするという事は、どういふことであるかといへば、林野庁とひもをつけて、将来この機械売り込みの一つの方法として手なれたものを使用させるという善意な意味と、一つは、機械を売りつける手段とが結びついた研修ということがあるとされていると思うのです。従つて、これらの機械がいかにかかわらず、むしろ研修を受けた機械を導入しなければならぬということになりますと、機械にほんろうされる、メーカーにほんろうされるということになるのではないかと思う。そういう意味で、機械化あるいは近代化というからには、みずから手で機械能率を上げる研修をする必要があるのではないか。そのことが能率を上げる近代化の意味をなすのではないか。せっかく研修されましたも、国有林にとどまらず、あるいは民有林にとどまらないで、その研修の結果他の林業以外のところへ転出する機会を与える意味において非常にけつこうであるといひながら、必ずしも目的が達成できないのではないか。このように、雇用を甘く見ての考え方が、こういうところにも出てきているのではないか。みずからこれに適応する賃金を払えないために、よそのメーカーに研修費用を負担させるというようなことは、邪道だと思ふのです。その必要性に応じてみずからが教養を高めていく。みずからの中で技術訓練をすることの方がより効果が上がるばかりではなく、国有

林に勤める者あるいは民有林に勤める者につきましても、高率の雇用状態を確保することができると思ふのです。この点に対してどうお考えですか。

○吉村政府委員 機械化の問題でござ

いますが、国有林の機械化につきましては、すでに先生御案内の通りでございます。民有林の事業の機械化につきましては、私もただいま森林組合に對しまして、機械をセツトで設置する場合の助成をいたしております。それは集材機、自動の、あるいは刈り払い機、こういうものをセツトにして導入するということをお成りしたしておりますが、それにあたりましては、作業員の組織化、組合ではなくて、作業班と言つた方がいいかもしれません、そういう組織化を指導いたしまして、雇用の安定をはかりながら機械化、高度化を進めて参る。また木炭の生産の面でも共同生産につきまして、自動の、切り積み機、あるいは簡易搬送機というようなものの設置を助成いたしているわけでございます。

それを助成いたしたのみでは、御指摘の通り十分にその目的を達せられないわけでございまして、国有林におきましては、各局に機械化の研修所をつくり始めております。ないところでも一般の研修所で作業員あるいは職員の養成をいたしておるところでございます。こういう中で一般の民間の人の研修も、可能な限り同時にできるものは協力をいたしておるわけでございまして、最近の情勢からいいますと、それでは十分に効果が上がつて参りませうので、三十八年度におきまして予算の要求をいたしておるわけでございます。

が、民有林関係の研修所を設置した

ことにいたしております。これを十分に活用いたしまして、その林業の経営あるいは事業の近代化に貢献をいたして参りたいというように考えておる次第でございます。

○川俣委員 これで終わりますが、機

械化、高度化のために研修機関を今度民間にも設置されましたことは、おそれといひながらけつこうなことだと私は思ふのです。ただおそきに失するといふことはいえると思ひますが、それにも増して研修の効果を上げるといふことになりますれば、雇用の安定と結びついていない研修は無価値にひといふことになりませんか。

国有林野を初め、民有林におきまして、従来は山村の余剰労働力を吸収してやるのだ、従つて救済であるというふうな考え方で雇用が成立しておつたと思ふのです。しかし、そんなことでは、一方の経済の伸展に伴う木材の需給の確保もできないことになるだろうと思ひます。今ではややおそきに失すると思ふのでありますが、今にして雇用の安定を十分考慮して参らなければ、四、五年後には枯渇をいたしまして、惨憺たる光景を呈するのではないかと非常に憂えるのです。従来国有林、民有林等におきましても、雇用の問題については近代産業よりも非常に劣つておるわけでございます。研究も足りないものであります。経済の事情の動きについても非常に鈍感でございまして、鈍感であることが雇用を困難ならしめておる原因であるし、低賃金にしておいておる原因でもあると思ひます。今後はやはり各産業との格差を是正するといふことが必要になつてきた

のでありますから、雇用の問題について、やはり長官の言われるように、言葉の雇用の安定ではなしに、実質的な安定をほんとうに今考慮していかなければ、大へんなことに陥るのではないかと非常に憂える。造林にいたしましても同様です。あるいはこれを請負に出すといふことも考える。請負にしたつてやはり人がなければならぬわけですから、それを一ぱん失つて別なところで教育された者を請負にする。現在のところはせり合つた請負でありますから、単価も安いでありましようが、直営造林ができないといふことになりますれば、将来は請負の単価が高くなることになりませんか。

これは自由経済の中における必然性でございます。それだけに、造林というふうな、地ごしらえというふうなもの、あるいは保育、これは全生長を責任を持つてこれに当たるものといひましては、請負等に出すべきものではなくて、請負はその場の状態がよければ請負の目的は達成するのであります。三十年後あるいは四十年後の生育を保障するものではございません。現に、永久橋といへども、直営でなく、請負でやつた場合には、ときどき問題を起こしておる例から見まして、橋のような問題はまた別にいたしまして、三十年後、四十年後に取返しつかないような造林を請負に出すという事態は、従来雇用の安定をはからなかつたところからきた欠陥であります。ことを十分認識されなければならぬと思ひまして、これを強調いたしまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○長谷川委員長 次会は明二十七日午

前十時より開会することとし、本日はこれにて散会をいたします。
午後一時六分散会

昭和三十八年四月三日印刷

昭和三十八年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局